

第66号議案

学校職員服務取扱規定の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和8年9月3日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立幼稚園型認定こども園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

文京区教育委員会

第二条第三号中「会計年度任用職員（」の下に「時間講師を除く。」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する教員（以下「時間講師」という。）

第四条第二項中「及び県費負担教職員」を「、県費負担教職員及び会計年度任用職員」に改め、同条第三項中「県費負担教職員」の下に「、時間講師」を加える。

第七条第一項中「及び県費負担教職員」を「、県費負担教職員及び会計年度任用職員」に、同条第二項中「会計年度任用職員」を「時間講師」に改める。

第十六条第一項中「及び県費負担教職員」を「、県費負担教職員及び会計年度任用職員」に、「県費負担教職員にあっては」を「県費負担教職員及び会計年度任用職員にあっては」に、同条第二項中「会計年度任用職員」を「時間講師」に改める。

第十七条第一項中「及び県費負担教職員」を「、県費負担教職員及び会計年度任用職員」に、同条第二項中「県費負担教職員にあつては、都様式」を「県費負担教職員及び会計年度任用職員にあつては、都様式。」に、同条第三項中「会計年度任用職員」を「時間講師」に改める。

付 則

この訓令による改正後の学校職員服務取扱規程の規定は、令和八年六月一日から適用する。

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○学校職員服務取扱規程 平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号 令和八年 月文京区教育委員会訓令第 号 第一条 （略） （職員の定義） 第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 一・二 （略） 三 <u>都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する教員（以下「時間講師」という。）</u> 四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（<u>時間講師を除く。</u>以下「会計年度任用職員」という。） 第三条 （略） （履歴事項の届出） 第四条 新たに職員となった者は、速やかに所定の用紙による履歴書を提出しなければならない。 2 幼稚園教育職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員、<u>県費負担教職員及び会計年度任用職員</u>の勤務状況の管理等に關する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要	○学校職員服務取扱規程 平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号 第一条 （略） （職員の定義） 第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 一・二 （略） <u>（新設）</u> 三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（<u> </u>以下「会計年度任用職員」という。） 第三条 （略） （履歴事項の届出） 第四条 新たに職員となった者は、速やかに所定の用紙による履歴書を提出しなければならない。 2 幼稚園教育職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに庶務事務システム（電子計算組織を利用して幼稚園教育職員<u>及び県費負担教職員 </u>の勤務状況の管理等に關する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要

事項を入力するとともに、当該異動を証明する書類を提出することにより届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、所定の用紙による履歴事項異動届により届け出ることができる。

- 3 県費負担教職員、時間講師及び会計年度任用職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに所定の用紙による履歴事項異動届を提出しなければならない。

第四条の二～第六条（略）

（出勤等の記録）

第七条 幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら出勤又は退勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により所定の操作を行うことができないときは、この限りでない。

- 2 時間講師 は、定刻までに出勤したときは、出勤簿（別記様式第五号）に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。

第八条～第十五条（略）

（事故欠勤の届）

第十六条 幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、休暇・職免等処理簿（県費負担教職員及び会計年度任用職員にあっては、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）第二条に規定する様式。以下「都様式」という。）により届け出ることができる。

- 2 時間講師 は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務でき

事項を入力するとともに、当該異動を証明する書類を提出することにより届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、所定の用紙による履歴事項異動届により届け出ることができる。

- 3 県費負担教職員 及び会計年度任用職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに所定の用紙による履歴事項異動届を提出しなければならない。

第四条の二～第六条（略）

（出勤等の記録）

第七条 幼稚園教育職員及び県費負担教職員 は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら出勤又は退勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により所定の操作を行うことができないときは、この限りでない。

- 2 会計年度任用職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿（別記様式第五号）に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。

第八条～第十五条（略）

（事故欠勤の届）

第十六条 幼稚園教育職員及び県費負担教職員 は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、休暇・職免等処理簿（県費負担教職員 にあっては、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）第二条に規定する様式。以下「都様式」という。）により届け出ることができる。

- 2 会計年度任用職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務でき

ないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに都様式により届け出なければならない。

(私事欠勤等の届)

第十七条 幼稚園教育職員、県費負担教職員及び会計年度任用職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。

2 前項の場合において、庶務事務システムにより難しいときは、休暇・職免等処理簿（県費負担教職員及び会計年度任用職員にあつては、都様式。）により届け出ることができる。

3 時間講師は、前条第二項の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ都様式により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに都様式により届け出なければならない。

4 (略)

第十八条～第二十三条 (略)

付 則

この訓令による改正後の学校職員服務取扱規程の規定は、令和八年六月一日から適用する。

別記様式第1号～別記様式第8号 (略)

ないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに都様式により届け出なければならない。

(私事欠勤等の届)

第十七条 幼稚園教育職員及び県費負担教職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに庶務事務システムに所要事項を入力することにより届け出なければならない。

2 前項の場合において、庶務事務システムにより難しいときは、休暇・職免等処理簿（県費負担教職員にあつては、都様式）により届け出ることができる。

3 会計年度任用職員は、前条第二項の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ都様式により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨を速やかに連絡し、出勤後直ちに都様式により届け出なければならない。

4 (略)

第十八条～第二十三条 (略)

別記様式第1号～別記様式第8号 (略)

